

松戸市子育て世帯訪問支援事業業務委託 審査基準書

1 評価方法

- (1) 評価は、「松戸市子育て世帯訪問支援事業業務委託事業者選考委員会設置要綱」に記載の選考委員5名で行う。
- (2) 選考委員は、下記2に記載の評価基準に基づき、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーションを、特に優れている、優れている、普通、劣っている、かなり劣っているの5段階で評価する。
- (3) 評価点は、選考委員1人あたり200点とし、選考委員が評価した委員採点160点と、事務局において事前に算出・評価した事務局採点40点の合計とする。

2 評価基準

評価項目		評価の視点	重要度	配点	評価						
					特に優れている	優れている	普通	劣っている	かなり劣っている		
委員採点	1	支援内容	本事業の趣旨や目的、本市の特徴を理解し、虐待予防に係る取り組み内容として効果が期待できるか。	A	20	20	16	12	8	4	
	2		妊婦、0、1歳児のいる家庭の不安や負担を効果的に軽減する提案内容となっているか。	A	20	20	16	12	8	4	
	3		事業の周知	事業の周知(ホームページやチラシ)について効果的な提案内容となっているか。	C	10	10	8	6	4	2
	4	訪問支援員	人材育成	本事業の目的を遂行できる訪問支援員を育成する体制が組まれているか。	A	20	20	16	12	8	4
	5		人材確保	訪問支援員の確保について不足が生じない体制が組まれているか。	B	15	15	12	9	6	3
	6			特に支援が必要な家庭(保護者の養育不安が強い、虐待が疑われる)に対しても、適切な対応ができる訪問支援員が一定数確保できるか。	A	20	20	16	12	8	4
	7	運営管理	受付方法等	市民にとって利用しやすい予約受付方法及び支払い方法となっているか	B	15	15	12	9	6	3
	8		情報の管理	個人情報保護体制を含む情報管理体制が十分に組まれているか。	B	15	15	12	9	6	3
	9		担当者(現場責任者)の配置	担当者(現場責任者)としての役割を理解し、訪問支援員へのマネジメントや本市との調整を行える職員体制であるか。	B	15	15	12	9	6	3
	10		危機管理	安全に配慮した事業内容となっているか。事故・欠員・トラブル・緊急時に迅速に状況を確認し、市と連携をとれる体制がとられているか。	C	10	10	8	6	4	2
事務局採点	11	運営体制	実績	本事業と関連のある事業での実績があるか。	B	15	15	12	9	6	3
	12		健全経営・運転資金の状況	法人(グループ含む)の資産や運転資金が十分にあり、事業を継続的・安定的に運営できるか。	C	10	10	8	6	4	2
	13	費用	見積額の妥当性	見積額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。評価の算出式は、次のとおりとする。(9+6×[1-(見積額÷基準額)])	B	15	15	12	9	6	3
合計					200	200	160	120	80	40	

3 選考方法

- (1) 選考委員5名の評価点を合計した結果、最も高い点を獲得した提案者を優先交渉事業者として選考し、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、評価点の合計が次に高い者から順に、随意契約の交渉を行う。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い合計点を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても提案者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉事業者を選考する。
- (3) 評価点の合計が満点の6割未満(600点未満)である場合は、優先交渉事業者として選考しないものとする。